平成２１年（フ）第１８３号
福岡県飯塚市下三緒981番地７
債務者　今村ロウェナこと　ＩＭＡＭＵＲＡ　ＲＯＷＥＮＡ　ＭＡＲＱＵＥＺ
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第９１７号
熊本市迎町１丁目７番24―206号
債務者　松本啓太郎
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９３９号
熊本市田迎４丁目９番６号
債務者　増田　佳子
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０２９号
熊本市若葉２丁目11―６　市営住宅若葉団地ＫＤ―６―17号、住民票上の住所熊本市西原１丁目４番１号
債務者　中村　裕子
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０３４号
熊本市龍田４丁目14番１号
債務者　成瀬　広子
１　決定年月日時　平成21年11月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０４８号
熊本市清水万石４丁目７番８―402号
債務者　森田　　瞳
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５５７号
宮崎市末広１丁目４番26号
債務者　佐藤　朋広
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６７号
宮崎市希望ケ丘１丁目21番５―21号　市営住宅183―21
債務者　横山　貴洋
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７７３号
鹿児島県鹿児島市犬迫町588番地
債務者　福村　正弘
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７８５号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目51番２号
債務者　坂口　真太
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８０４号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目23番21号有川ビル302号
債務者　谷村こずえ
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４００号
沖縄県糸満市西崎２丁目35番３―301号　レジデンス志茂
債務者　新垣　勝三
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４４１号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原949番地の６ちかしアパート202
債務者　新里　皇代
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５４号
宮城県角田市君萱字薬師堂78番地３
債務者　佐藤　弘二
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２４３号
宮城県大崎市古川西館２丁目４番10号
債務者　鈴木　広文
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
秋田市泉三嶽根７番２号　メゾンド三嶽根８号
債務者　古井　正一
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６１号
福島県いわき市佐糠町１丁目５番地の５
債務者　山名　安子（旧姓円谷）
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部